

西条市消防団
地震・津波災害発生時における
安全管理マニュアル

平成 27 年 8 月策定

令和 6 年 3 月改訂

西条市消防団

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらすと同時に、現行の消防体制における多くの課題も表面化することとなりました。

中でも、迫りくる津波の中で、水門閉鎖や避難誘導などの活動にあたった多くの消防団員が犠牲となるとともに、地域防災の拠点となる消防団ポンプ蔵置所や消防車両も大きな被害を受けることとなりました。

消防団活動は地域密着性や即時対応力が特徴と言われており、このことが地域住民の「安全・安心」の確保に大きく貢献する理由であります。反面、初動時においては発災直後から災害の最前線で危険と対峙しなければならない要因ともなっています。また、こうした厳しい状況の中で消防団活動を継続するためには、この現実をしっかりと認識するとともに、消防団員の安全確保と、地域住民を巻き込む率先避難が重要となります。

このようなことから今般、**全ての消防団員が『自らの命と家族の命を守る』ことを最優先とした安全行動を原則とする**とともに、平時からの対策や発災直後から活動拠点への参集、その後の消防団活動に至る行動と安全対策について、マニュアルを策定しました。

しかし、このマニュアルは、災害発生時における行動原則を示したものであり、実際の災害活動に際しては、それぞれの地域で求められる活動や潜在する危険性、及びその対策について、団内で協議し、各自が認識するとともに、訓練や研修を重ねることが重要であると考えます。

地震や津波は、いつ、どんなかたちで発生するかわかりません。「住民の安全を守る」という消防の任務と「消防団員の安全確保」という二つの命題を達成すべく、これからも検討を重ね、近い将来発生が懸念される巨大地震・津波災害に備えることとします。

平成27年8月策定
令和6年3月改訂
西条市消防団

目 次

第 1	平常時の対策	1
第 2	行動原則・行動手順	2
第 3	配備・参集基準	3
第 4	参集途上の活動手順	4
第 5	震災時活動要領	5
第 6	退避ルール	7
第 7	訓練等	8
第 8	その他	9
第 9	活動概要図	10
別紙 1		巻末
別紙 2		巻末



第 1 平常時の対策

1 家庭内における備え

- (1) 避難時に活用する家庭用の非常持出品と団活動時に携行する非常持出品を準備するとともに、ヘルメット等の個人装備品については、取り出しやすい場所に保管するなど、適切な管理に努めること。

<団活動用持出品の例>

活動用の食糧・飲料水、救急医薬品、携帯ラジオ、雨具、
ティッシュペーパー、タオル、メモ帳、筆記具 等

- (2) 非常時における家族の集合場所を事前に確認するとともに、連絡手段の確保に努めること。
- (3) 自宅や周辺の海拔を確認するとともに、避難場所及び避難経路を確認すること。

2 消防団活動における備え

- (1) 有事に対応した連絡網を整備し、団員間で所在や安否の確認ができる体制を整えること。
- (2) ラジオや携帯電話等を活用し、常に最新の災害情報が得られるよう努めること。
- (3) 拠点施設、消防車両に本マニュアル等の関係資料や地図、ノート、筆記具など情報管理や現場指揮に必要な物品を準備すること。
- (4) 管轄区域内の地理・水利状況・災害危険個所を調査し、状況把握に努めること。
- (5) 管轄区域内の避難場所や避難経路を把握するとともに、非常時の代替え施設や迂回路について検討を行うこと。
- (6) 日頃から車両や資器材の取扱い訓練を実施し、一部の団員に管理運用を依存しない体制を整えること。
- (7) 各種の役職や任務分担に対して、第 2、第 3 の職務代理者を任命し、別紙 1「職務代理者一覧表」に取りまとめ周知するとともに、選任した職務代理者の教育訓練に努め、非常時における指揮命令系統の確立を図ること。
- (8) 分団内における災害対応業務については、任務分担に基づき班を編成し担当者を明確にして、効果的に実施すること。

ア 指揮班

- (ア) 施設、車両、資器材等の被災状況の確認と評価
- (イ) 団員の参集状況の確認と記録
- (ウ) 通信連絡体制の運用
- (エ) 被災状況に関する情報の収集及び記録、報告
- (オ) 部隊編成と情報共有及び活動指示

- (カ) 分団員等の安否確認と被災状況等の把握
- (キ) 資器材、燃料、食料等の調達
- (ク) 団員の活動管理

イ 活動班

- (ア) 災害現場における消火、救助、救護、誘導等の活動
 - (イ) 避難行動要支援者への対応
 - (ウ) 管轄内の巡回による情報収集
 - (エ) 他機関との連携活動
 - (オ) 災害対策本部等からの要請に基づく活動
 - (カ) 管轄地域外への応援出動
- (9) 災害時において補給が無くても、3日間活動が継続できる物資の備蓄に努めるとともに、備蓄量や消費期限など適切に管理すること。なお、備蓄品の種別や数量は、別紙2「備蓄品リスト」を参考に、分団の実情に応じたものとする。

第2 行動原則と行動手順

1 行動原則

- (1) 自己の安全を第一に、家族、同僚等の安全や安否の確認を最優先とし、これらの安全が確保されたならば活動拠点に参集する。
- (2) 津波が予測される地域は、津波浸水想定区域外への退避を原則とし、津波警報等が解除されるまでは、安全が確認された場所で活動する。
- (3) 津波の発生が懸念され避難が必要と判断した団員は、迷うことなく自らが率先避難者となり、自身の安全と住民の迅速な避難を図ること。

2 地震直後の行動手順

(1) 情報収集

- ・市の広報やテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、地震情報や津波情報等を確認する。

(2) 身の周りでの対応

- ・自らの安全確保及び二次被害への注意喚起
- ・家族、同僚、近隣住民等の安全確保（救出・救護・避難の指示誘導）
- ・自宅や職場など自分が今いる場所の被害状況把握と安全の確保（損壊、出火危険等の調査と対応）
- ・自己及び近隣における出火防止等への対応（火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカー遮断 等）
- ・火災、救助、救急等の通報と自らの安全確保ができる範囲での対応

(3) 避難

- ・二次被害が想定される場合は、指定避難場所への移動を検討する。

- ・海岸部等の津波被害が想定される場所にいる団員は、強い揺れや長い揺れで津波の発生が懸念される場合、津波情報を待つことなく、住民とともに避難を開始する。
- ・津波警報等の発表があった場合は、到達予想時間も考慮しつつ地域住民とともに、避難の呼びかけや避難誘導、避難の支援等、率先避難を行いながら安全な場所へ避難する。

第3 配備・参集基準

1 配備基準 (令和5年3月 西条市地域防災計画の配備基準及び動員体制による)

配備体制	配備基準	団 長 支 団 長	副支団長	分 団 長	副分団長以下 の 団 員
第1	市内に震度4の地震 津波注意報発令	状況により 消防本部へ参集	状況により招集 (注1)	状況により招集 (注1)	
第2	市内に震度5弱の地震 震度4以下で被害発生	災害対策本部へ 参集	東西署へ参集	状況により招集 (注2)	状況により 班長以上を招集 (注2)
第3	市内に震度5強の地震 津波警報発令	災害対策本部へ 参集	東西署へ参集	蔵置所等へ参集	指定団員は 蔵置所等へ参集 (注3)
第4	市内に震度6弱以上の地震 重大な被害発生 大津波警報発令	災害対策本部へ 参集	東西署へ参集	蔵置所等へ参集	全団員は 蔵置所等へ参集

(注1) 災害発生のおそれがあり、早期に初動体制を確立する必要があると災害警戒本部が判断した場合に実施される。

(注2) 一部の地域で災害が発生するなどし、早急にパトロール等の災害情報連絡活動を実施する必要があると災害対策本部が判断した場合に実施される。

(注3) 相当規模の被害発生を想定する第3配備では、迅速的確に応急対策を行う体制を構築するため、2/3程度の団員参集を規定しており、各分団においては、第3配備における参集団員を事前に指定するなどの対応を進めること。

2 参集の基準

(1) 原則

- ・津波が予想される地域の団員は、蔵置所等への参集は行わず、家族等とともに避難し、その後、指定された場所等で消防団活動にあたる。

- ・津波が予想されない地域の団員は、家族の安全確保等、必要な措置を講じた後、速やかに蔵置所等へ参集する。
- ・参集することが困難な場合は、その旨を所属分団に連絡する。

(2) 招集

- ・地震発生時における団員の参集については、団員各自がテレビ、ラジオ等で震度等を確認し、「配備基準」に達したら、定められた場所に自主参集することとする。なお、第1及び第2配備における副支団長以下の招集については、地域防災計画に定める連絡体制に基づき実施する。

(3) 参集の手段と場所

- ・参集は、徒歩又は自転車、バイクとし、原則自動車は使用しない。
- ・参集場所はポンプ蔵置所等とするが、津波が予想される場合は、浸水想定区域外の予め指定した場所とする。
- ・参集経路は、途上における津波等による影響を考慮し選定すること。

(4) 服装等

- ・服装は、活動服(法被)・ヘルメット・編上げ靴、手袋、ライフジャケットとし、必要により、防寒着、雨具等を装備する。
- ・活動服等を着用できない場合も可能な範囲で、安全性・活動性を考慮した服装とする。

(5) 携行品

- ・食料や飲料水、情報収集のためのラジオや携帯電話、安全装備品としてヘッドランプや懐中電灯、タオル、筆記具等の携行に努めること。

(6) 団施設到着時の行動要領

- ・施設に到着した団員は、入る前に外観を目視で確認し、地震による建物の被害(壁や窓の変形、損傷等)が無いか確認する。
- ・施設に入る際や入ってからは、上方からの落下危険が無いことを確認しながら慎重に行動する。
- ・分団施設内では、内部の状況を確認し、シャッター等を開放する。
- ・分団長等に、参集した旨と施設の被害状況を報告する。
- ・消防車両を屋外へ出したのち速やかに点検し、変形、損傷、機能に支障が無いかなどを確認する。
- ・資機材等についても、変形、損傷、動作等の確認を行い、不具合があった場合は可能な限り整備する。
- ・分団員の参集を待って部隊を編成し、危険のない場所で出動体制を整える。
- ・無線局を開設するとともに被害状況や参集状況等の記録を開始する。

- ・ 参集する団員から情報収集するとともに、分団内の情報を周知し共有する。
- ・ 重要情報や参集状況等を災害対策本部や支団本部へ逐次報告する。

第4 参集途上の活動手順

1 情報収集・被害状況把握

(1) 収集項目

- ア 交通の状況（道路交通障害、橋梁損壊、鉄道損壊 等）
- イ 施設の状況（建物損壊、火災、ガス漏れ、危険物の流出 等）
- ウ 地域の状況（閉じ込め、逃げ遅れ、ケガ人の発生、崖崩れ、液状化等）
- エ 避難場所、公共施設等の重要箇所の被害状況

(2) 参集途上において行う情報収集は極めて有効であることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告を行うことが重要である。

(3) 収集した情報は、参集後に取りまとめ共有化を図るとともに、必要に応じて、本部等へ報告、通報を行うものとする。

2 その他の活動

(1) 参集途上において津波警報等の発表や避難勧告等の発令があった場合は、率先避難しながら、住民への呼びかけや避難誘導、避難支援を行うこと。

(2) 参集途上における消火・救出等の活動については、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合は、付近住民の協力を得るなどして対応すること。なお、自力での対応が困難であると判断した場合は、付近住民へ可能な範囲での対応を指示したうえで、組織的な対応へ移行するための措置をとること。

第5 震災時活動要領

1 初動体制の確立

- (1) 参集時に収集した情報の取りまとめ等を行い現状把握に努める。
- (2) 災害対策本部やラジオ等からの災害情報の収集に努める。
- (3) 団員の参集状況を把握する。
- (4) 施設、車両、資器材等の被害状況等を調査する。
- (5) 参集状況により、指揮体制を確立するとともに、部隊編成や任務分担等を行う。
- (6) 通信連絡体制を確立し、重要情報については、災害対策本部等へ報告し、情報の共有に努める。

- (7) 記録担当者を指名し、情報、指示事項、活動内容等の記録を開始する。

2 部隊編成と出動準備

- (1) ホースを追加積載するとともに、燃料等を確認するなど、出動に備え車両等の点検整備を実施すること。
- (2) 部隊は、複数人数での編成とする。
- (3) 出動する団員は、ライフジャケットやヘッドランプ等の安全装備品を装着するとともに、通信機器等を携行する。

3 現場活動要領

(1) 活動基準

- ・陸こう、角落としの閉鎖、海面監視は実施しない。
- ・現場活動においては、団員の安全確保を最優先とする。
- ・現場活動は、単独行動を避け、複数の団員が協力して行う。
- ・現場活動においては、地域住民や自主防災組織等の他の機関との連携を考慮すること。
- ・携帯電話や簡易デジタル無線機等を活用し複数の通信手段を確保するとともに、ラジオ等を利用し最新の気象情報を得られる体制を構築すること。
- ・活動時においては、災害対策本部やラジオ放送等からの情報に注意し、危険が伴うと判断される場合は、活動を中止し避難を最優先とする。

(2) 避難誘導

- ・風向き、火災や道路の状況等を考慮し、安全な経路を見極める。
- ・避難方法や経路、避難先を説明し、安心感を与える。
- ・切れた電線や道路の陥没、落下物等に注意する。
- ・歩行不可能な人は、住民等に協力を求め担架等で搬送する。

(3) 捜索・救助

- ・周囲の人から不明者等に関する情報を収集する。
- ・活動にあたっては、建物の倒壊に注意し、やむを得ず内部に進入する際には、余震等に備え補強や固定を行なう。
- ・状況に応じて付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材の調達についても協力を求める。
- ・火災の発生や危険物の漏洩など周囲の状況に注意するとともに、余震を警戒しながら活動を行う。

(4) 火災防ぎょ

- ・火災の延焼方向に留意し、人命救助優先の活動を行う。
- ・自然水利の利用を考慮する。
- ・消火活動を行う際は、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、住宅密集地等の延焼拡大危険の高い地域、医療施設や避難場所など重要施設への延焼の恐れの高い場所の消火活動を優先する。

<重要施設>

医療機関、福祉施設、避難所、市庁舎など災害対策の拠点施設等

- ・消火活動中や鎮火後においても、建物の倒壊危険が高いため、建物内への進入は行わないものとする。

(5) 応急救護

- ・傷病者に対し、必要な応急手当を実施するとともに、救護所や付近の病院への搬送、救急要請を行う。
- ・血液や嘔吐物は、感染の恐れがあるため、自分の目や口、鼻を保護するとともに、直接触れないようにする。
- ・負傷者の搬送や資機材の運搬など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

(6) 現場指揮

- ・現場の状況を確認し、活動団員の安全確保に努める。
- ・長時間活動による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更などを行う。
- ・余震や警報に留意し、危険が予想される場合は、躊躇することなく作業を中断し、避難、撤退させる。
- ・現場活動に際しては、安全管理要員を配置し現場管理を行うとともに、通信要員を指名し連絡及び情報収集の体制を確立する。
- ・消防団のみの活動に固執せず、付近住民や関係機関と協働しながら現場活動を行う。
- ・緊急事態や重要事項については、遅滞なく報告すること。
- ・避難や退避、活動を終了し撤収する際は、必ず人員の確認を行う。
- ・適宜、活動経過を記録し報告する。

(7) 情報収集

- ・連絡の取れない団員については、適宜、安否確認を実施する。
- ・参集時における情報収集等で確認できていない区域については、早い段階で被害状況等の調査を実施する。

4 二次災害防止

- (1) 津波は、第1波、第2波と押し寄せてくることから、警報等が解除

されるまでは、無理な活動は行わない。

- (2) 余震の発生に留意し、活動中は特に注意する。
- (3) 活動に際しては、津波到達予想時刻、予想される津波高等に基づく活動方針を定め、これに従い活動すること。
- (4) 団員の体調を常に把握し、必要に応じて、休憩や交代を行い事故防止に努める。

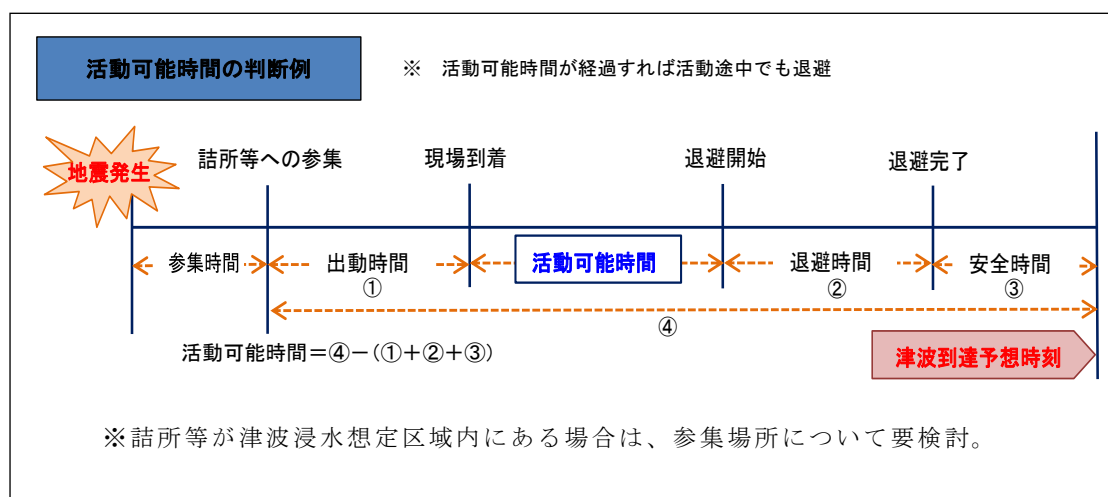
第6 退避ルール

1 退避基準

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。なお、安全時間は、30分とする。
- (3) 活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。
- (4) 活動の可否の判断や退避時間を設定する場合は、気象台等が発表する情報を基準とし、情報の軽視や安易な自己判断による対応は、厳に慎むこと。

2 情報伝達手段

- (1) 退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンやハンドマイクなども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。



第7 訓練等

本マニュアルを活用した災害対応能力の向上と分団管轄地域の状況に応じた活動要領の検討等を進めるため、個々の分団において教育訓練と関係団体との協議を推進することとする。

1 教育訓練について

- (1) 管轄区域の地図を活用した震災対応の図上訓練等を行う。
- (2) 様々な条件を想定し、参集状況や対策を検討する。
- (3) 災害時における部隊編成や役割分担等の確認を行う。
- (4) 分団内でマニュアル等に関する勉強会を開催する。
- (5) 新入団員等へマニュアルの内容を周知する。

2 他団体等との協議・検討について

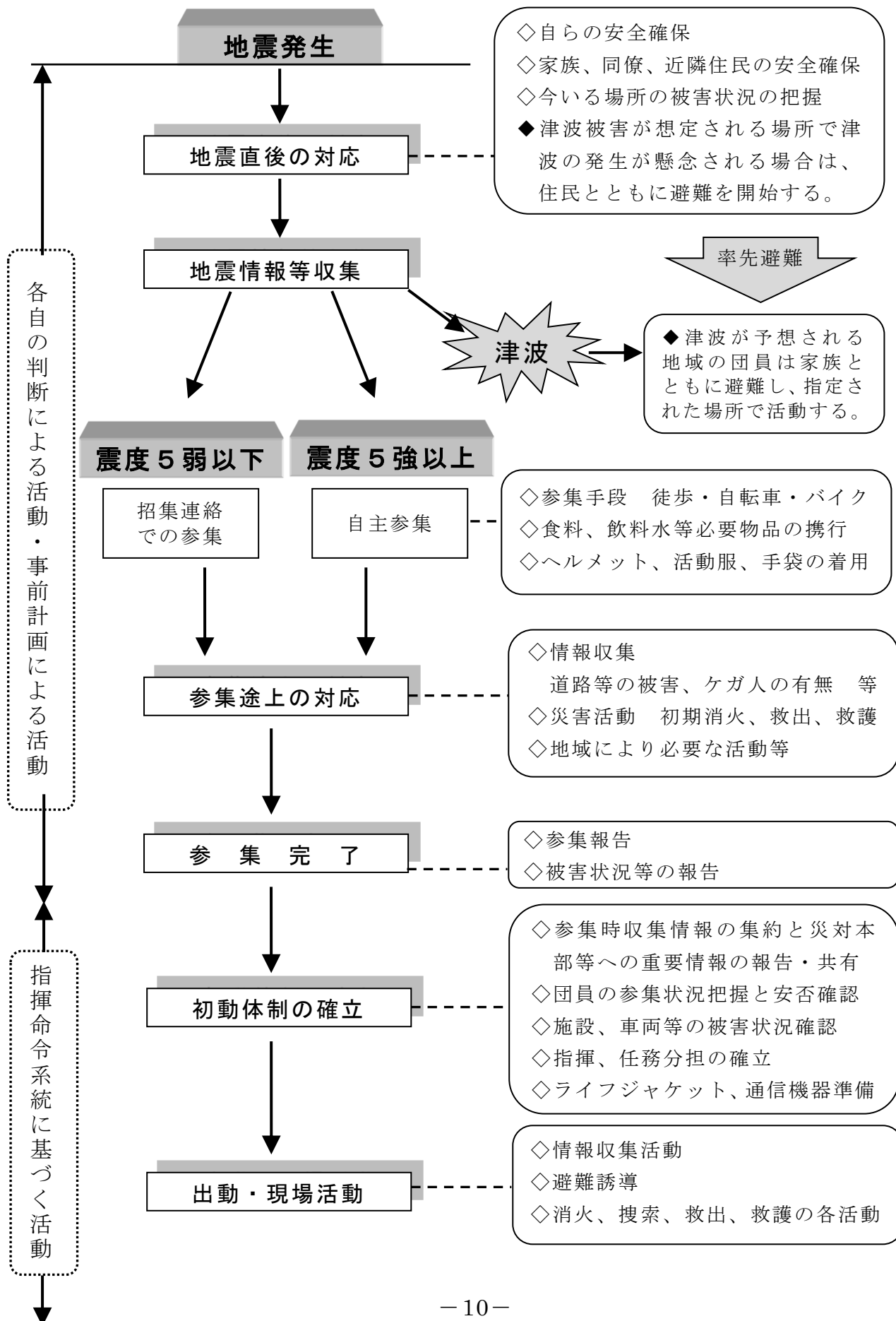
- (1) 避難行動要支援者などへの支援について自治会等との協議を進める。
- (2) 常備消防との連携や緊援隊等の他機関との活動について検討する。

第8 その他

1 その他

- (1) 活動時における安全管理については、このマニュアルに基づき実施することとし、消防団員の安全確保を第一とした活動を行うものとする。
- (2) 浸水想定区域や被害想定等については、西条市地域防災計画で示された数値等に基づくものとする。
- (3) 活動時における指揮命令系統や通信連絡体制等の詳細については、必要に応じて別に定めるものとする。
- (4) 詰所等が浸水想定区域内にある場合は、当該区域外の安全な場所を参集場所に指定し、団内で周知すること。
- (5) 津波災害時においては、住民が率先して避難することが基本であり、津波到達までの予想時間が短い場合など、避難を優先する必要がある場合には、消防団員も率先避難者として住民をリードしながら一緒に避難することとなることを、事前に住民へ説明し理解を求めておく必要がある。

第9 活動概要図





西条市消防団 地震・津波災害発生時における安全管理マニュアル

平成 27 年 8 月策定

令和 6 年 3 月改訂

西 条 市